平成２９年（フ）第１３９号
群馬県安中市安中３丁目14番15号　レオパレスＡＲＫ203号
債務者　中村　　博
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２０号
京都府亀岡市安町中畠40番地
債務者　久世てる美こと　久世てる代
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
京都府亀岡市北河原町２丁目２番13―203号
債務者　ＢＵ　ＳＯＮこと　杉山　宏行
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
京都府宮津市字波路102番地の64　市営住宅Ｂ棟―304号室
債務者　畑中　敦子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第２３号
京都府舞鶴市字浜615番地
債務者　伊庭　誠也
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第１６９８号
大阪府寝屋川市八坂町１番15号
債務者　新田　喜章
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１６号
大阪市北区扇町２丁目３番１―107号
債務者　清水　千晶
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６０４号
大阪市福島区玉川３丁目４番５号
債務者　谷口　徳子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８２２号
堺市堺区柏木町２丁１番８―918号
債務者　原田　智美
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８８９号
大阪府豊中市蛍池南町３丁目２番29号
債務者　竹崎　　茜
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９５号
大阪府枚方市野村元町43番３号
債務者　久保　祐司
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９６６号
大阪府門真市島頭４―１―６　はれるやホームここね、住民票上の住所大阪府寝屋川市寿町49番13号
債務者　内田　安彦
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９７７号
大阪府茨木市白川２丁目24番23号　リビエールブランシェ　212号
債務者　髙岡　章二
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９５号
大阪府高槻市牧田町５番43―407号
債務者　冨原　信幸
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９９号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―505号
債務者　有光　和彦
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１１７号
大阪市住吉区遠里小野５丁目11番23号
債務者　佐川　一幸
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１６７号
大阪府摂津市千里丘４丁目14番29―205号
債務者　倉田　敦子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９６号
大阪府寝屋川市下木田町11番20号、前住所大阪府寝屋川市春日町２番12―402号
債務者　岩永みどり
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部